

第1章 計画策定の趣旨

1 計画の背景と目的

急速な少子化の進行は、社会・経済全体に極めて深刻な影響を与えられ、国は総合的な取組を推進するため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定しました。

その中で、全国の市区町村においては、平成17年度を初年度とした次世代育成支援対策の実施に関する行動計画（10年間）の策定が義務付けられ、三条市では、平成17年3月に次世代育成支援行動計画（前期計画 平成17年度～平成21年度）を策定し、子どもと家庭への支援に取り組んできました。

しかしながら、経済の低迷、一人ひとりの価値観の変化や、それに伴うライフスタイルの変容などにより、三条市における平成20年の合計特殊出生率は1.46と、全国平均（1.37）を上回っているものの、出生数は減少しています。また、近年、子育てに対する親の不安感や負担感が高まっており、次代を担う子どもと子育て家庭に対する支援策の再構築に早急に取り組む必要があります。

そこで、前期計画の進捗状況の評価を踏まえ、平成20年1月に実施した「三条市次世代育成支援行動計画策定のためのアンケート調査」の結果等に基づき、三条市子ども未来委員会と市民の意見を尊重し、妊娠期から就労に至るまでのライフステージに応じて総合的で一貫した子育て支援策を計画的に進めるため、次世代育成支援行動計画（後期計画）として「すまいる子どもプラン」を策定しました。

2 計画の位置づけ

この計画は、国の少子化社会対策基本法や次世代育成支援対策推進法などに基づき、「三条市総合計画」や教育分野などの関連計画との整合性を図り、次世代育成に関する施策を推進するためのものです。

3 計画期間

本計画の期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間です。

なお、計画期間中においても、社会情勢の変化や子育て家庭のニーズに対応するため、必要に応じて見直しを行います。

【 図表 計画期間について 】

平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------

前計画（前期計画）期間					見直し	本計画（後期計画）期間			

4 計画の対象

この計画は、すべての子どもとその家庭、地域、企業、行政等のすべての個人及び団体が対象となります。

